明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令（法務一）　一
○厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七）　一

〔告　示〕

○天皇皇后両陛下はベトナム国を御訪問になる件（宮内庁二）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務七六）　二
○電子証明書の方式等に関する件の一部を改正する件（同七七）　三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同七八）　三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同七九、八〇）　三
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務五一、五二）　三
○北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約のアメリカ合衆国による批准に関する件（同五三）　四
○無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件（同五四）　四
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二五三）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二五四～二六〇）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一三）　八
○海上における射撃訓練等を実施する件（同一四）　八
○都市計画に関する件（東北地方整備局三〇）　八
○道路に関する件（関東地方整備局四二、四三）　八
○道路に関する件（中部地方整備局一三、一四）　八
○道路に関する件（九州地方整備局二二）　八

〔国会事項〕

内閣　三

〔人事異動〕

法務　三
公証人任免（法務省）　三

〔皇室事項〕

諸事項　四

〔官庁報告〕

官庁
犯罪被害財産支給手続終了決定、個別労働関係紛争解決手続実施団体の住所の変更関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他　一〇

〔公　告〕

省　令

○法務省令第一号

手形法（昭和七年法律第二十号）第八十三条及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）第六十九条の規定に基づき、昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月十三日

法務大臣　金田　勝年

昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令

昭和八年司法省令第三十八号の一部を次のように改正する。

別表二戸手形交換所及び久慈手形交換所の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第七号

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第七条第一項の規定に基づき、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年厚生労働省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条　削除

第二条中「法」を「牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「法」という。）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。